

会報 あんぜん

発行者
気仙地区危険物安全協会
大船渡地区消防組合
消防本部内
TEL 27-3555

平成28年度危険物安全週間推進標語

危険物
決めろ無事故の
ストライク

『年頭のご挨拶』

会長 横澤吉夫

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新しい年を健やかに迎えの心よりお慶び申し上げます。

また、常日頃は当協会の運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨年も熊本地震、鳥取地震、福島県沖地震、9月には台風10号による豪雨の災害など日本全国で多くの災害が発生いたしました。特に台風10号による豪雨では、本県岩泉町で福祉施設が被災され、多くの人命が失われるなど甚大な被害を受けております。

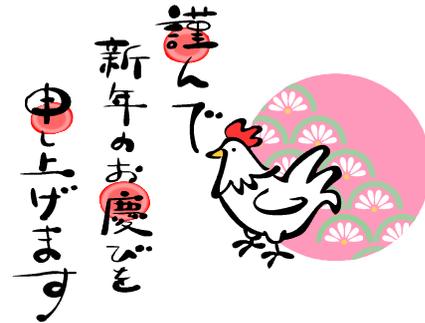
また、電力や水道のライフラインが被災され、東北電力の電源車にガソリンスタンドが燃料供給を行い、電力の復旧に協力するなど大規模災害が発生した時のガソリンスタンドの存在の重要性を再確認いたしました。

私達の取り扱っている石油製品は、平時はもとより大規模災害が発生したときの復旧、復興には欠かせないものがありますが、一歩取扱いを誤れば火災、爆発等大きな災害を引き起こす危険を有しております。

また、漏えいによる土壌や地下水の汚染など事故が起きると被害が甚大となります。

会員の皆様には災害や事故のない安心安全な地域づくりのため、今後とも危険物施設の適正な維持管理と自主保安体制の確立に一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに本年も消防当局の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますと共に会員の皆様方の益々のご繁栄、ご健勝をご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



平成28年度第4回危険物取扱者試験日程

危険物取扱者試験日程 平成29年3月18日(土)《盛岡市》

願書の受付期間(書面申請) 平成29年2月6日(月)~2月14日(火)まで

電子申請の受付期間 平成29年2月3日(金)~2月11日(土)まで

願書の取りまとめについて

2月13日(月)までに持参した分については、一括送付します。(気仙地区危険物安全協会会員に限り)

第4回危険物取扱者試験準備講習会

『準備講習会』(県協会主催)

1 開催日及び会場

平成29年2月23日(木)、24日(金) (公財)岩手県高校教育会館 2階小・中会議室(盛岡市志家町11-13)

2 時間 9時~12時、13時~16時

3 受講料(テキスト含む)

会員事業所・学生 8,500円

非会員事業所 13,500円

4 申込期限 平成29年2月10日(金)まで

※ 準備講習会の申込用紙は、気仙地区危険物安全協会にあります。

危険物施設等における雪害対策について

危険物の流出は、火災危険性を著しく高めるとともに、周辺環境に甚大な影響を与えるものとなり、さらには、冬期間に流出した危険物は融雪とともに被害の拡大が懸念されます。各事業所におかれましては、流出事故の発生を防止するため、注意喚起していただくようお願いいたします。

《注意事項》

- ① 危険物施設に係る落雪・積雪による配管損傷及び転倒防止対策等を講じること。
- ② 巡回点検のさらなる徹底等により、流出の有無の確認を徹底すること。
- ③ 危険物が流出した場合は、適切に対処するとともに、融雪時の対策等について徹底を期し、被害拡大を未然に防止すること。

危険物取扱者免状の返納命令事案について

東京消防庁予防部査察課

移動タンク貯蔵所を所有している危険物取扱者が、従業員（無資格者）に単独で移動タンク貯蔵所により危険物を移送するよう指示し走行させたところ、衝突横転事故及び危険物の流出事故を発生させた。事故後の調査及び関係者の供述録取から、危険物取扱者に係る法令違反の事実が複数判明した。



違反事項として、所有する移動タンク貯蔵所（車両部分）の無許可変更、保安講習未受講及び危険物取扱者の不乗車より12点、事故による付加点数危険物の流出及び運転手である従業員の負傷で12点となり、違反点数の合計は24点となった。

今回の措置点数により過去3年以内の違反点数の合計が20点を超えたことにより、返納命令を受けることとなった。

| 違反事項 | 点数 | 違反点数等 | |
|-----------------|----------------|-------|----|
| 製造所等の無許可変更 | 3 | 12 | |
| 保安講習未受講 | 4 | | |
| 危険物取扱者の不乗車 | 5 | | |
| 付加点数 | (事故の点数)事故の程度が大 | 6 | 12 |
| | (人身事故の程度)軽傷 | 6 | |
| 過去3年以内の違反点数等の合計 | | 24 | |

- ・本事業では、タンクはそのまま車両及び油種を変更（灯油から重油）していたが、車両変更により無許可変更は成立する。
- ・タンクの油種変更は未届出違反になるが、無許可変更に含まれると判断した。